

特例措置としての処方箋の取扱いについて

特例措置として、定期的な処方方を必要とされる方においては、主治医の判断のもと、処方箋のみの発行が可能となっております。

感染を心配され、定期の受診を希望されない方は、総合案内又は外来窓口までお申し出ください。

また、ご本人が来院できない場合でもご家族など病状を把握なさっている代理の方が来院いただけますと処方箋をお渡しできます。